

消防調布

(題字 武者小路実篤氏揮毫)



9月1日は防災の日

8月30日から9月5日まで **防災週間**

9月9日は救急の日

9月6日から9月12日まで **救急医療週間**



覚えよう 命をつなぐ 応急手当

救急車を呼んだほうがいいか
どうか迷ったら…



救急相談センターへ！

救急車を呼ぼうか迷った時や診察可能な病院がわからない時は、東京消防庁救急相談センターをご利用ください。

救急相談センターでは、救急車を呼んだ方がいいのかななどの受診に関するアドバイスや応急手当に関するアドバイス、診察可能な医療機関を案内しています。

救急相談は 
IF NON-EMERGENCY, CALL

#7119

(携帯電話・プッシュ回線)

ダイヤル回線からは

23区 03-3212-2323

多摩地区 042-521-2323

24時間受付・年中無休

平成21年度 東京都・世田谷区・調布市合同総合防災訓練

実施日	平成21年8月30日(日)
実施場所と時間 (調布市内)	会場① 調布基地跡地会場 (味の素スタジアム西側) 9時00分から12時00分 会場② 仙川駅周辺会場 (京王線仙川駅南口・ハーモニーロードなど) 9時30分から12時00分
参加機関	東京都 世田谷区 調布市 東京消防庁 調布市消防団 警視庁 自衛隊など

消防に関するお問い合わせは…

調布消防署 ☎042-486-0119 つつじヶ丘出張所 ☎042-482-0119
 国領出張所 ☎042-483-0119 深大寺出張所 ☎042-484-0119
 東京消防庁ホームページ <http://www.tfd.metro.tokyo.jp>
 調布消防署ホームページ <http://www.tfd.metro.tokyo.jp/hp-cyoufu/index.html>
 救急相談センター ☎#7119 (ダイヤル回線) ☎042-521-2323
 災害情報案内 ☎042-521-2119

本リーフレットは、目の不自由な方などへ情報提供できるように、SPコードとコード位置認識のため切込みを入れております。活字文書読み上げ装置によりコードの読取をすると、音声に変換されて文書内容が読み上げられます。活字文書読上装置の給付等については、市区町村の障害福祉担当課へお問い合わせ下さい。



監修／東京消防庁調布消防署
発行／調布災害防止協会・調布防火管理研究会
調布危険物安全会・調布市救急業務連絡協議会

石油系溶剤
を含まない
インキを使用
しています。



平成21年度東京消防庁防災標語

自助共助 家庭で職場で 話し合い

作者：早川浩史さん（台東区）

地震に備えていま 一人ひとりにできること!!

普段から家族で話し合う

【任務分担】

地震が発生したときの出火防止や、初期消火など家族の任務分担を決めておく。



【避難場所と持ち出し品】

家族で前もって、避難場所を確認しておく。日頃から避難する際の持ち出し品を準備しておく。

【家族の連絡方法】

自宅に張り紙をし、自らの安否情報を示す。親戚などの集会場所を決めておく。



備えておく非常用品

【非常持出品】

両手が使えるリュックサックなどに、避難の時必要なものをまとめて入れ、目のつきやすい所に置いておく。
飲料水・携帯ラジオ・衣類・履物・食料品・マッチやライター・貴重品・懐中電灯・緊急セット・筆記用具・雨具（防寒）・チリ紙などの生活必需品

【非常備蓄品】

地震後の生活を支えるもの、1人3日分程度（飲料品等）



【防災準備品】

地震直後の火災や家屋倒壊に備えるもの

落ち着いて 火の元確認 初期消火

【火を使っている時】

揺れがおさまってからあわてずに、火の始末をする。



【出火した時】

出火した時は、落ち着いて消火する。



家具類の転倒・落下防止

【転倒・落下防止のポイント】

- ・転倒防止金具などで固定し、倒れにくくしておく。
- ・サイドボード、食器戸棚、窓などのガラスが飛散しないようにしておく。
- ・本棚や茶ダンスなどは、重い物を下の方に収納し、重心を低くする。
- ・棚やダンスなどの高いところに危険な物を載せておかない。
- ・火気の周囲に物を置かない。
- ・避難路や出入口の周辺に転倒・落下しやすい物を置かない。



平成21年度東京消防庁防火標語

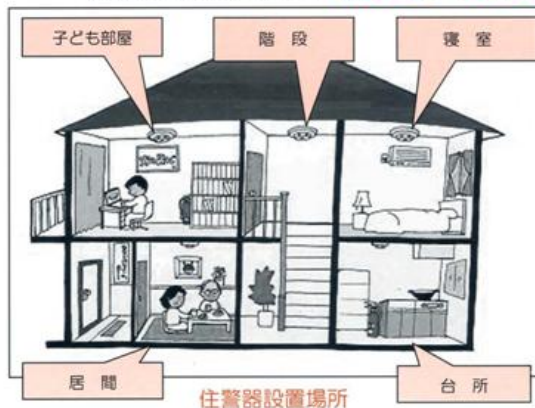
じゅうけいき

住警器 頼れる我が家の見張り番

作者：鈴木太佳雄さん（羽村市）

※ 住警器＝住宅用火災警報器

今お住まいの住宅にも平成22年4月1日から住宅用火災警報器の設置が義務となります。



若宮自治会会長にうかがいました

若宮自治会では、調布消防署の方に総会へ来ていただき、火災による死者の8割以上が住宅・共同住宅から発生しており、その4割が発見の遅れによるものだということ、火災の早期発見には、煙や熱を感知して警報音で知らせる住宅用火災警報器が大変有効であり、来年の4月からすべての住宅に設置が義務づけられるとをうかがいました。

共同購入すると価格が安くなるとのアドバイスもいただき、役員会にはかり、新聞の抜きを使い、なぜ住警器が必要なのか、自治会独自の資料を作って回覧し、購入者を募りました。

自治会内の安全・安心のためにも、住宅用火災警報器が全家庭に普及するよう、今後も共同購入について進めていきたいと思っています。



奥村現自治会長



米今前自治会長

